

## せたホッと子どもサポート令和7年度活動報告会記録

### 第2部 実践報告

#### 「子ども権利学習の実践」

##### ○司会（寺西課長）

それでは、第2部に入りたいと思います。第2部は安部委員の進行のもと、「子どもの権利学習の実践」というテーマで、「せたホッと」の擁護委員と相談・調査専門員が子どもの権利学習をどのように実践しているかなどについて報告してまいります。それでは安部委員、よろしくお願いいたします。

##### ○安部委員

はい、ありがとうございます。早速、第2部を始めたいと思います。

世田谷区子どもの権利条例第26条に我々擁護委員の仕事が明記されているんですけれども、この8番目ですね。子どもの権利の擁護についての必要な理解を深めることということで、子どもの権利学習を展開しているところです。

じゃあ、なぜ子どもの権利学習が必要なのかというところなんですけれども、先ほどから言っておりますように、新規相談が高止まりしていて、総件数、それから総活動回数ともに過去最高となっている状況で、権利が侵害されて我々が動くんじゃなくて、侵害される前に防ぎたいと言うのがひとつあります。

それからですね、子どもたちがSOS出すに当たっても、まず、権利が何かを知らないでSOSを出せませんよね。周りの大人の方たちも子どもの権利を知っていることで「あっ、それはちょっと権利侵害じゃないの」とかいうことで、声を掛けられるんじゃないかなと思います。ところが世田谷区、子どもの権利の認知度はそれほど高くありません。子ども・若者に向けた調査の結果からも、認知度が低いということが出ています。そのために、まずは子どもの権利を知る学習が必要だろうということです。

先ほどから、子どもの権利学習と言っているんですが、「子どもの人権教育」じゃないのと思われた方もいると思います。これ、子どもの権利学習という言葉を使うのには意味がありまして、喜多明人（きたあきと）さん、私の師匠ですけど、喜多さんがですね「従来の人権教育に対して、子どもの権利学習というのは、子ども自身が子ども期にその権利を使えるようになることが想定されている」というふうに言っています。つまり、あえて「子どもの権利学習」と使う時は、子ども自身が、権利を行使して、例えば、権利侵害されてすごく辛いと思ったら助けてと言える、この使えるという部分が非常に重要ではないかと考えています。

ということで、子どもの権利学習をいろいろ実践していますので、このあと報告します。報告する際に、ちょっとですね、Child Rights Educationという

ことで、ユニセフが出しているものを念頭において報告しようと思います。この4つの側面、権利を通しての学び、権利についての学び、権利としての学び、権利のための学びの4つです。

子どもの権利を学習すると言ったときに、左下の権利についての学びが一番最初に思いつくんじゃないかなと思うんですけども、それだけではないよということです。子どもの権利について学ぶことはもちろん大事です。でも、それだけではなくて、例えば、右上はすべての子どもに学ぶ権利がある、基本的人権としての学びであるとか、あるいはですね、せたホッとにとってもあるいは学校にとっても重要なのは、左上ですね。権利を通しての学び、これは例えば、学校の設備とか、備品、教員の子どもへの関わりが、子どもの権利を尊重したものとなって、安心・安全な環境となっているかどうかということが、権利を通しての学びにあたります。

また、右下の権利のための学びというのは何かというと、子どもが子どもの権利を学ぶということで、まず、自分に権利があるんだなというのを知る。そして、自分の権利が守られている実感があると、他者の権利も尊重できるというものです。これ、順番が逆だとダメで、まず他者の権利を認めて、自分の権利も大事だなと思うのではなくて、自分自身に権利があるんだな、自分は大切にされているな、じゃあ周りも大事にしようという風な流れかなと思います。

この4つを念頭に置きながら、我々も権利学習をしていますので、ここからお話を始めたいなと思います。まず平尾先生。

## ○平尾委員

私の方からは、「子どもの権利の啓発」と題しまして、保護者向け、あと教員向けの研修、講演ということで、どのような活動をしているかというお話をしたいと思います。

1. まず、子どもの権利というものがよく言われる時代になりましたけれども、本当に子どもの権利って使えているのだろうかということで、「絵に描いた餅」にしてはいけないというのが、私たちが今すごく強く思っているところです。そのためには、まず、先ほど安部委員からもありましたように、子ども自身が自身の権利を学ぶ必要があろうかと思います。一方で、やはり周囲の大人、特に家庭、学校が子どもの権利を知り、それを尊重できること、これもまた子どもの権利を実質的に使えるようになるためには必要かと思っています。

日本財団の調査なんですけれど、意見の尊重されている度合い、これはですね、黄緑色の部分が「とても大事に扱ってくれる」、深い緑が「大事に扱ってくれる」、灰色が「どちらとも言えない」という円グラフです。左側が親について、右側が先生についてのグラフです。親についてを見ますと、とても大事に扱ってくれるが33%、大事に扱ってくれるが54%ということですね。88%

の子どもが大事に扱ってもらっているという実感を持っています。学校の方、先生についてはどうかと言うと、ちょっと下がりますが、とても大事に扱ってくれるが 14.1%、大事に扱ってくれるが 53%ということですね。

6割ですね、3分の2の子どもは大事に扱ってもらっているという実感を持っています。

同じ調査で、次のスライドを見ていただきますと、これ棒グラフ、帯グラフになってますけど、上が親に対してですね、下が先生について、意見の尊重度と幸福度の関係をグラフにしたものです。大事に扱ってもらっているのが一番上の段ですね。そうすると黄緑、とても幸せということ。それからその隣、左から2番目、緑、幸せ。この2つというのはですね、一番多いのは大事に扱ってくれているという子が一番高いんです、幸福度が。これは学校でも、家庭でも変わらないということですね。自分の意見を大事に扱ってもらえているという実感というものは、子どもの幸福度に直結しているんです。ということですね。子どもの意見を大事にするという話を、子どもの権利の中でも「意見表明権」というのがありますから、そこを中心に話をする人が多いです。

2. その次に、保護者向けとしてはですね。だいたい道徳地区公開講座というのがどの学校にもありまして、学校では道徳の普通の話全校的に行い、そして保護者に対して何らか講演をする。ただ、講演する人が誰かいませんかということで、せたホッとからお願いしますと言われるときに、私が出向くことが多いです。

保護者向けにはですね、学校トラブルの話をします。学校トラブルを解決するために、親は何をすべきかという話を 30 分くらいします。まず、大体ですね、学校トラブルとなるとパーッと行って学校と喧嘩しに行く親御さんもけっこういらっしゃるんです。そもそも学校トラブル、例えば、いじめもそうですけれども、いじめとかそういうトラブルの当事者って誰だろうという話から入ります。当事者は当然子どもです。いじめてる子どもも、いじめられている子も子どもです。子ども自身の問題なんですね。じゃあ、子ども自身がどういう解決を望んでいるのかと言うことを考えてみると、親の解決とはですね、すごく違うんですよ。すごく違うことが多いんです。

親御さんというのはですね、「あの子を転校させてください」とか、「あの子が一切目に入らないようにしてください」とか、あるいは「そういうことをやらない担任は代えてください」とか、あるいは「裁判を起こします」、あるいは「警察に被害届を出します」。そういったけっこうどぎつい、関係を遮断しようとする方向の解決が多いんです。

子どもは何を言うかということですね、「しばらく会いたくない」と言う子

はいますよ、「もうしばらくは怖いから」と言う子はいます。ただ、多いのはですね「ちゃんと謝ってほしい」、あるいは「もうしないと約束してほしい」「安心させてほしい」という答えが多いんです。子どもはまだ関係性が続くことを前提に、この子とうまくやれるように、自分が安心してこの子と接せられるようにするにはどうしたらいいかを考えるんです。

ここに子どもと大人の大きな違いがあります。子どもがそう望んでいるのであれば、それを実現するのが大人の役割でしょう。決して大人の考えている解決策を子どもに押し付けてはならないのではないですかというような話です。こんなに違う解決策を子どもに押し付けて、親の解決策を実現してしまっただけでは、子どもは報われないわけです。

なので、子どもが望む解決を実現するために、保護者と学校というのはそれぞれが協力し合うべきものだ、対決するのではなく、協力し合う車の両輪のような関係ですよという話をします。これね、学校の先生は言いにくいんです。学校の先生は親御さんに向かって、特にヒートアップしている保護者の方に向かって、これを言ってもですね、「何を言ってるんですか」という火に油を注ぐだけになっちゃう。これは第3者が言ったほうがいいだろうということで、そういう機会をとらまえてですね、せたホッとみたいな第3者機関がむしろ言ったほうがいいだろうということで、言いに行くんですね。

3. 次に、教員向けの研修会というの。これは、中堅の10年くらいの先生方に集中講義で3時間いただきますので、その中で子どもの権利についてどういうことをですね、もちろん知識としてコアになる、子どもの権利とは何かというような話もするんですけど、そもそも子どもって導くべき対象なのか、学校の先生相手ですから、子どもってどう接すべきかということから入ります。例えば、可愛らしいとか、子どもらしい、望ましい子どもってありますよね。そういう子どもに対して、どうゴールを自分で定めていくのか、それとも権利の主体としてその子のありのままを育てていくのかどっちなんだというような話、あるいは子どもの権利というものを抑圧しているものはどんな例がありますか、あるいは子どもの権利を大事にしている例とかを挙げたりしながらですね、先生方が学校に帰られて、子どもの権利の実現のために教員は何をすべきなのかを考えていただくきっかけにしようと研修を行っております。私からは以上です。

## ○安部委員

1. ありがとうございます。私からは、3つほどご紹介しようかなと思うんですが、1つ目は区職員向けの研修です。こちらはですね、子どもの権利を区の様々な施策に活かすために区のいろんな領域から参加してもらってで

すね、昨年 93 名ほど参加しています。

こども基本法第 11 条で、子ども施策の計画、実施、評価にあたっては、子どもの意見を聞いてそれを反映するということが、各自治体に義務づけられておりますので、子ども関係の部署だけでなく、例えば、道路整備とか、DXとか、危機管理、あるいは環境・清掃と全ての分野の中で、子どもに関するところで意見を聞いて、それを施策に反映していくことが必要になっています。

この研修も色々な分野の方がひとつのグループになって、子どもの意見を何らかの事業にしていこうということでワークをしていきます。そうする」とですね、「いろんな側面から考えることができて楽しかった」であるとか、あるいは「子どもも区民であって、区民参加は当たり前だと思うんですけども、そうか、子どもも区民だったら、子どもの意見を聞くのは当たり前なのかな」みたいな意見を耳にしたりしました。

2. 専門職向けの研修も行っています。世田谷区子どもの権利条例に基づいてですね、それぞれの現場でどういう風に子どもの権利を具現化できるかということで、ワークを通して学んでいます。

専門職だから、子どもの権利を十分知っているだろうと思われると思うんですが、もちろん皆さんご存じです。でも、それを実際にどういう風に生かすかとなると、また別なのかなという気がします。例えば、子ども担当と親担当というのがあるとしたら、子ども担当の専門職の方はもちろん子どもの声を聞くのが大事だと思っているんですけど、親担当の方は「私は子どもの声を聞かなくても、親担当だから」という風に思ったりするんですね。でも、実際には親担当もやっぱり子どもの声を聞いて、例えば、橋渡しするであるとか、あるいは親担当の方がどう子どもと関わっているかを親御さんが見て、ロールモデルとすることもあります。そういう意味では、親担当、子ども担当にかかわらず子どもの権利を知ることが大事なかなと思います。

3. また、我々公開研究会も年 1 回やっているんですけども、昨年度は、北海道で子どもの権利を教育に実践している、小学校の先生をお招きしました。北海道十勝で 25 年間子どもの権利を大事にして、子ども参加で学校づくりをされている先生です。この先生のお話からも、私たち色々と学ぶことが多かったかなと思います。

## ○田辺相談・調査専門員

私の方からは、子どもの権利学習の実践ということでお話させていただきます。1 つ目は、活動報告書 P43 にございます、子どもの権利学習、子ども向けで、①はいじめ予防授業があるんですが、それは昨年度ご紹介させていた

だいておりますので、今年度は②の児童館で実施した、遊びながら子どもの権利を学ぶイベントについてお話させていただきます。

1. 始めてまだ2年ですね、令和6年度からなんですが。それまでは児童館まつりに参加させていただいて、ひとつの場所をいただいて子どもたちと遊ぶというのを10年以上続けておりましたが、子どもの権利を子どもたちにもっと直接近くで伝えたいということで、令和6年度から児童館さんをお願いをしまして、せたホッととしてイベントを一枠頂戴することができました。初年度、粕谷、等々力、代田の3館、昨年度は桜丘、代田南、鎌田この3館で実施をしました。

担当専門員2人でそれぞれ企画を出しております。6年度、7年度のタイトルを見ていただくと、けっこうユニークなタイトルがご覧いただけると思います。子どもの権利学習ということで、私も6年にやるときに滅茶苦茶悩みました。学習、学習、何かワークシートを作って書き込んでもらわなきゃいけないのかとガチガチに力が入っていたんですが、それを覆してくれたのが、この実施の流れで、事前の打ち合わせでした。

児童館の方とかなりラフな形でディスカッションさせていただきました。私たちがなぜこういう場を設けたのか、権利についてどう思っているのか、それから児童館の職員の方、館長さんと担当してくださる職員の方といろんなお話をしながら、どうしたら子どもたちに権利が伝えられるんだろう、そうなんです、どうやったら伝えられるんだろうというのをかなりお話ししてきました。その中で児童館は遊ぶところなんですね。子どもたちが楽しく過ごす場所で、勉強ガチガチって違うなって気づきました。私も力がフッと抜けて、「うん、遊んじゃおう」と思いました。気がついたのが事前です。なかなか児童館の方と会う機会もないので貴重な時間でした。

それから、どこで行うのか場所も見させていただきます。けっこう多いのが、隣接する区民センターの体育館ですね。バスケットコート1面、2面あったりして、天井も高いのでこれは使えるぞとワクワクした覚えがあります。

それから、この児童館を利用する子どもたちはどんな雰囲気の子たちなんだろう、普段どんなことをして遊んで、何が好きなんだろう、そんな話もしながら、4、5人で話し合いをしながら、ゲームの方向性を決めていきます。これは本当にゲームを決めていく上で貴重な時間になっております。

一番大事なのがその後ですね。決めて作っていくんですが、タイトルはけっこう悩みます。なぜならば、早めに決めて、児童館さんの何月のイベントのお知らせに載せていただくためです。いかにキャッチーに、子どもたちが食いついてくれるかすごく考えます。

それから遊びとは言え、タイムスケジュールも考えます。何時スタート、

何をした、何時に終わる。

あとはゲームのルールです。これも守ってもらうために模造紙に書いて掲示します。それからゲームに必要な小道具も手作りです。後でご紹介いたしますけども、印刷して、ラミネート加工して作ったりしています。それから色々お借りする物もありますので、児童館の方とは、電話・メールを駆使して連絡を取り合って当日を迎えます。

2. 7年度の3館を簡単にご紹介していきたいと思います。1か所目が代田南ですね。「風船で遊ぶよGO、GO」という熱のあるタイトルです。こんな形で、せたホッとの暖簾ですとか、幟とかありますので、そういった物を飾って、ウェルカムボードみたいな物も児童館さんも協力して作ってくださいますので飾っています。それからここにあるホワイトボードにですね、さっき言ったタイムスケジュールとルールを貼って、担当のせたホッとの者が子どもたちに声を掛けて進めていきます。

これが実際の場面ですね。広い体育館でできましたので、風船でポンポン遊びながら、きゃあきゃあ言いながらやっています。だいたい児童館さんは普段風船遊びは禁止なんですね。なのでイベントならではのことで、非日常ということで、きゃあきゃあ言って遊んでます。

ただ、それだけじゃありません。風船には権利が書かれています。権利を見ながら遊ぶ、新聞紙にですね、2人1組で風船を乗っけて運んで、ここにピンで文字の並べ替えをするんですね。こういうところから、権利というものを自然と目に入るようにしたゲームです。

3. 2つ目が鎌田児童館です。少し小規模な児童館ということで、打合せに行って、どういう雰囲気の子供館なのか、その場所・雰囲気に合わせたゲームを考えます。これがですね「なちゅからの挑戦状 子どもの権利を探せ」という、子どもがいかにも好きそうなタイトルとゲームです。これ、クロスワードパズルをやってもらったんですけど、これもですね専門員が作っています。ヒントもまじえながらですね。

4. 最後が桜丘児童館です。ここでは「めくって！おぼえて！カード合わせ」。神経衰弱みたいなカードを作ってみました。30枚作って、3チームに別れて、10枚送って、探してと言う風にしましたんですけども、A3でトランプと一緒にですね。第何条、これは第何条「怒るのも意見だよ」ですね。わかりやすくイラストも入れてます。第8条「ありのままの自分を認めてほしい」。

あと、作ったカードばかりだとつまらないだろうということで、第31条、児童館と言えば遊ぶなので、遊ぶってどんなことと言って、みんなに遊ぶを書いてもらったり、カードを完成して、ゲームを進めていきました。体育館ですので、鳴り物が児童館さんにはいっぱいある、トライアン

グルとかカスタネットとか太鼓とか、そういう物を使って、お互いに応援し合う。こうやってカードを進めていきました。最後は、全部めくり終わった後は、チームごとに集めたカードを1枚1枚声に出して言ってもらいます。

4. いつもお世話になっている児童館さんですので、何かプレゼントしたいなと思って、子どもたちに、児童館の好きなところ、良いところをカードに書いてもらって、館長さんにプレゼントしました。そしたらですね、「困っているときに助けてくれる」という素敵なメッセージがありました。いかに児童館が日頃からお子さんのことを見守っていてくれて、話を聞いてくれて、何かあったら助けてくれる人たちがいるという場を作っていらっしゃるんだなというのが、本当によくわかりました。そういう場所に私たちがお邪魔させていただいて、本当にありがたいなと思った次第です。

カードを作ったと申し上げたんですが、この30個の言葉でカードを作りました。条約と言うと固く書いてありますが、これを子どもたちに伝わるように細かくかみ砕いて書きました。こういうこともみんなが持っている子どもの権利なんだということを伝えるためです。

5. 最後です。こうやって子どもの権利学習、ゲームを通して権利を見る、話す、そして耳からもう一度聞くという、普段している中で子どもたちに伝え、楽しく、面白くというのを企画して、実施しています。

それから、あなたたちの権利を守りたいと思っている人が、児童館もそうですけど、私たちせたホッともいるよ、せたホットはみんなの気持ちを知りたい、話を聞かせてほしい、だから会いに来てね。でも私たちは会いに来てと言ったら会いにも行くよ。そばに行くよというのを、このゲームを通してお伝えできればいいなと思って。

今年度もこの3館の児童館さんが協力してくださるということで、また打ち合わせをして、どんなゲームをやろうかと頭を悩ます日々が来ると思うんですが、子どもたちの笑顔と一緒に子どもの権利を学ぶ機会を、せっかくいただけるということで、頑張っていきたいなと思っております。

## ○渡邊相談・調査専門員

せたホットで相談・専門調査員をしております渡邊俊平です。私からは、専門員が担当した大人向けの子どもの権利学習についてお話させていただきたいと思います。

1. ここに書いてある通り、児童館さんでやっている「地域中高生支援者懇談会」、あとはそうですね、各地域でやっている地域懇談会、子育て支

援懇談会というのがあるんですが、そういった懇談会であつたりとか、あとは各種研修であつたりとか、学習会でお話をさせていただいております。

こんな感じで、色々なところに行かせてもらってはいるんですが、今まで私たち専門員がどこかで話すということになると、青少年委員会とかあとは相談研修だけだったんですけど、これだけ1年で行かせてもらえるとすることは、やはり世田谷区としても子どもの権利の重要さであつたりとかに気づいてもらったり、根付かせていこうという形が見えるところかなと思います。

2. 私の方でどんな話をしたかと言うと、やはり、軸はせたホッとへの依頼なので、子どもの権利について話をさせていただきました。

内容については、主催者の方と相談しながらという形になるんですけど、意識しているところとしては、やはり研修に参加している参加者の属性であつたりとか、研修の目的というものがどんなものかっていうのを一緒に考えていくというところですね。

あとは、専門員にお話してほしいというところなので、やはり専門員の分野としては相談分野なので、相談の事例も含めてであつたりとかを話していく。最終的には、やはり参加者が子どもの権利の実践の場、それぞれの子どもと関わっている関わり方であつたりとか、あとは、普段の生活でも活かせるようなものを持ち帰っていただきたいというふうなところでお話しています。

3. これが、私が担当した地域懇談会のタイトルなんですけど、やはり子どもの権利って何と言うふうなところで、子どもの権利そのものについて話したりとか、あとは事例を交えてというふうなところで話したりしました。

この②の方が、青少年補導連絡会というところでお話させていただいて。やはり参加者さんたちは、補導の子たちへの関わり、連絡会なので、そこを中心として、子どもの権利であつたりとか、あとは世田谷区ってどんな子どもが相談するかというふうなところであつたりとかを話させていただきました。

③の方は、母子生活支援施設の方たちへの研修ということで、親というところについて、まず定義というか、いろいろお話をしながら、相談において親との相談、それから子どもの権利にどう繋がるかというところを話させていただいたというところです。私からは以上です。

## ○諏訪部相談・調査専門員

続いて諏訪部の方から、区民まつりのこと、それから卒業おめでとうカー

ドのことをご報告させていただきます。

1. 先ほど質疑の中でもありました、せたがや区民まつりに、せたホッとは最初に出来たときからブースをいただいています。来場者に未就学児が多いので、楽しんでもらって、こんな人が相談を受けているんだということを知ってもらうことを主眼にしております。

- ・令和7年度はですね、ガチャガチャを回してオリジナル缶バッチを作ろう。ガチャガチャ好きですよ、子どもたち。なのでガチャガチャを借りてきて、中に入れておいて、それと同じ物を作るとのことですね。
- ・私たち外に行く時って、あのド派手な黄緑色のTシャツを着ているんです。後ろにありますけど。目立ってなんぼですから。印象付けることが一番大事ですから、それを着てやってます。
- ・缶バッチは6種類ありました。条文を本当は入れたいんですけど、こんな小っちゃい面積で入らないので、数字だけを4つ入れていただい。後ろにも貼ってありますが、解説をテントに吊るし上げてあるんですね。あれ、あちこち持つて行くので、紐が見苦しくてごめんなさい。でもテントからぶら下がるようになってますが、そこまで研究することは未就学児にはちょっと難しいです。
- ・子どもがプレスするわけです。子どもたちに自分でやってもらうんだけど、絶対に子どもの力じゃ無理なので、私たちとか、アルバイトの人たちが、こっそり手を添えてギュッと押します。でも、自分でやったと、お父さん、お母さんに「見て、見て、見て」と見せてる子どもたちの姿にとっても私たちは励まれますし、「やったね」とハイタッチなんかしちゃいます。で、お父さん、お母さんにも知っていただくということです。
- ・また、テントに来てもらわないと、頑張ってる作ってもらわないといけないので、道行く人にも声を掛けます。「せたホッと知ってる？」と声を掛けるんですね。「知ってる」と言ったら、このボードの知っている方にシールを貼ってもらうんですね。「知らない」と言ったら、知らない方にシールを貼るのは嫌じゃないですか。だから「今、知ったよ」ということで、知ってる方にシールを貼ってもらいます。やっぱり、今、知ったよが多いんですね。未就学児が多いからなので。でも、これでもシールを貼って楽しかったとかで、小学生になれば色々せたホッとからお配りするので、繋がってくればいいなというふうに思っています。
- ・去年は来場者が合計で520人。8月で暑い中、520人の親子が来てくださる。今年は6月だったんです。ちょっと雨を心配しましたが、涼しかったのでなんと650人でした。缶バッチが足りなくなっちゃって青くなりました。

- ・過去にはですね、おみくじのブースを出したこともあります。おみくじを引いて、見てもらう。おみくじに大吉はないんですよ。吉はないんですよ。あっ、ごめんなさい。凶がないんです。吉ばかり。条約文と裏には、なちゅとラッキーアイテムみたいなのがあり、後ろに貼ってある解説と照らし合わせてもらうというようなことをしています。
- ・さらに、別のときには輪投げですね。小さい子もできるので。今日は小さいのだけ後ろに展示してありますけど、ボードのところには「食べる」とか、「遊ぶ」とか、「休む」とか書いてあって。大きいのがありますが、今日大きいのは持ってきませんでした。1m50×1m50 くらいあるので。輪に入れたところにこういうカードが貼ってあって、どこの棒に入ったか、それが何の権利になっているかというので、そこにスタンプを押して、持って帰ってもらったり。
- ・このようにですね、楽しみながら、せたホッとの中の人、どんな人がやってるのかということを知ってもらって、何か困りごとが起こったときに「あっ、そう言えばあのときに」と思ってもらえるように、種まきですね、種まきの機会としてやっています。

## 2. 続いて、卒業おめでとうカードの話にいきます。

- ・先ほどお話しましたように、小学校に入りますと、区内の小学校にはカードだったり、はがきだったり、レターだったり配られます。ただ、世田谷区の特徴だと思うんですけど、区立小学校から区立中学校に進学する生徒は約6割です。残り4割は、区外の私立、都立、国立に進学します。そうすると、約4割の子たちは、そこでせたホッととの関係が途切れてしまう。そういう可能性があるので、区立の学校に行っている間にせたホッとのことを印象付けたい。区外の学校に行っても、区内に住んでいれば相談していいんだよということを伝えておきたいという思いで、令和6年度から実施したのがこの卒業おめでとうカードです。ごめんなさい。プリントの方が平成になっていると思いますが、直していただけたらありがたいです。
- ・これ、小学生用です。この大きさです。この大きさに配っていて、中面には、子どもサポート委員からのメッセージと、私たち相談・調査専門員からのメッセージがあって、実は一番大事なのが裏です。どうやってせたホッとに相談できるのか、せたホッとってこうやって相談すればいいんだよということが書いてある、ここが実はメインだと思ってます。
- ・同じく、中学から高校に行くときですね、区内には27の私立高校があります。都立高校が9つありますが、私立は中学からの一貫教育だと高校で募集しません。そうすると区外の学校へ行く子がすごく多くなり

ます。場合によっては就職する子もいるかもしれません。義務教育から高等教育あるいは社会に出ていく 15 歳にエールを送りたい、なので紙飛行機です。上に向かって飛ばたいってね、飛んでいってねという風に作ってあって、中面は同じように、サポート委員からのメッセージ、私たちからのメッセージ、これ本物ですけど、あります。ただ、やっぱり疲れることあるじゃないですか。そういう時にうまく飛べなかったり、飛び疲れたら、せたホッとに連絡してほしいので連絡先を印刷しています。

- ・ 中学を卒業して高校 18 歳まで、せたホッととの相談の対象になります。なので、その時まで私たちはあなたたちの味方だよというメッセージが伝わって、すぐには使わないかもしれないけど、何か困ったときに「あっ、そう言えば貰ったな」と覚えておいて、思い出してくれたら、とても嬉しいなと思ってこういうことを始めました。以上です。

## ○安部委員

ありがとうございます。私たち 3 人の委員だけでなく、相談・調査専門員さんたちも、子どもの権利学習の重要な部分を担ってくれているというのが伝わったんじゃないかなと思います。専門員の皆さん、本当に子どもの声を聞くだけじゃなくて、子どもの権利学習の専門性が高くて、すごく助かっています。

せっかくなので、ちょっと専門員さんに質問したいかなと思うんですけど、田辺さんには、児童館で子どもの権利学習をやる難しさを教えてもらいたいと思います。渡辺さんにはですね、大人向けの研修をしていると思うんですけど、大人の研修後の変化みたいなものがあったら教えてください。諏訪部さんには、子どもの権利学習とか区民まつりとかの啓発のやりがいと面白さみたいなものを教えていただくと嬉しいなと思います。

## ○田辺相談・調査専門員

はい、難しさですね。さっきちょっとしゃべったかなと思うんですけども、やっぱり学習とは言え、児童館という場所において、しっかりと子どもたちにあなたたちはこういう権利を持っているんですよ、これが侵害されたら相談していいんですよということを伝えるために悩みましたね。

なので、さっきカードのところで 30 個のお示ししたと思うんですけど、身近な、遊ぶとか、食えるとか、寝るとか、休むとか、音楽を聞くとか、日常生活の中でごくごく当たり前のこと、家でも、学校でも、友達でも当たり前のことだけでも、これはあなたたちにとって権利として守られているんだというのを伝えればいいんだと開き直るまでが難しかったです。

## ○安部委員

いつも頭を悩ましていますものね。

## ○田辺相談・調査専門員

悩ませますね。どうしたら伝わるんだろうと。いただけたチャンスをしっかり掴みたいので、ご協力いただきながら悩みますが、笑っている子どもたちを見ると、良かったと、終わったな、今年も頑張ろうと思います。すみません。答えになってないかもしれません。

## ○渡邊相談・調査専門員

大人の受け止めの変化というところで、基本的に大人向けということで、主催者の方がいて話してくださいという感じで言われるので、聞いている方たちはすごく真剣に聞いてくれるんです。でもやはりそれぞれの地域懇談会だと、いろんな立場の人がいて、それこそ中高生支援者懇談会だと、中高生の支援に関わっている児童館の皆さんだったりとか、プレイパークの皆さんとかであったり、学校の先生とか、あとは地域の方で子ども食堂みたいなことをやってたりとか、そういう風な子どもに関わっている、ある意味プロの方たちを相手に話すわけですが、その中で、もちろん子どもの権利というのを知っているというふうなところで、その知っているものを伝えても入っていかないというふうなところで、やはりこちらから伝えられることとしては、やっぱり相談であったりとか、その中でも、さっき平尾先生から意見表明権が大事というふうな話があったと思うんですけど、意見を聞くというふうなだけじゃなくて、その意見を出してもらおう雰囲気であったりとか、意見を話せるエネルギーを貯めてもらったりであったりとか、そういうのも大事ですよという話をしています。

私たちの相談事例として、すごく中核となる問題を抱えている子がいるんですけど、そのことを中々話そうとしない子がいる。表面的な相談ばかりの子がいる。こちらとしては、それを聞きつつ、それを待つというふうなことを伝え、そうしたらだんだん関係性が出来てきて、話してもらえるようになったというふうなことを話したら、フロアから「待つって大事なんですね」みたいなことを言うてくださって。こちらがやっている相談方法であったりとか、技術であったりとか、あとはそういう技術を持たなくても、それぞれの立場で出来ることがありますよというのを伝えて、考えてもらうというふうなところで。それぞれが、相談だけじゃなくて、何が出来るかというのを考えて、書いてもらって、変化してもらえたらなというところで話しています。

## ○安部委員

今の話、とても面白いなと思いました。諏訪部さんに行く前にヒラエモンに聞いていいですか。保護者向けの研修をしていると思うんですけど、その難しさとか、一方で何か手応え、響いたなみたいに感じたことって何かあったら教えてください。

### ○平尾委員

そうですね。学校ってね、そもそも教える内容って全部決まっているじゃないですか。そこに辿り着かせるのがゴールだと思っている先生がすごく多いんですよ。子どもをゴールに引っ張り上げるのが先生の仕事と思っている人が。「そうじゃないアプローチもあると気づいた時に、フッと肩の力抜けます」といような先生が時々いらっしゃるんで、全部じゃないですけど。やっぱり乗り越えさなきゃいけないという人と、そうじゃない人はいますけども、ありのままの子どもを受け入れようという視点があってもいいじゃないですかと言う話は、すごく今入ったなあという感じですね。

### ○安部委員

ありがとうございます。諏訪部さん、やりがいをお願いします。

### ○諏訪部相談・調査専門員

区民まつりのやりがいみたいなものですね。日常の相談業務をしながら、ときどき私たち職人になっています。缶バッチの絵とかは、1枚のA4でやって、チョキチョキ自分たちでハサミで切るんですね。それを夜なべ仕事じゃないですけど、おみくじなんかも全部切って、自分たちで糊付けしたりするわけです。それを山のように500とか600とか。それがですね、すっからかんになるんですね。それだけ子どもが来てくれた、それだけせたホッとと出会ってくれた子がいるというのは、ものすごくやりがいです。

それと、実は去年ガチャガチャで缶バッチの柄を選んでもらったんですけど、今年は好きなものを選んでもらったんです。そしたら、予想と全然違う、今年、赤とグラデーションが人気で足りなくなりました。土曜日ブースが出てます。私は職場に残っていたんですね。「足りない、これが足りないから追加で切って」と言われて、切って、持っていくみたいな。そういう大人が思っていること、私たちの思っていることと、子どもたちの思っていることのズレみたいなものが、ああ面白いって、ああ子どもってそうなんだって、嬉しくなってしまう。以上です。

### ○安部委員

ありがとうございます。専門員さんあつての区民まつりですよ。ありがとうございます。

### ○平尾委員

暑い中。

### ○安部委員

そうそう、暑い中、ボランティアの学生と一緒に頑張ってくれて助かっています。今のを踏まえて、上田委員からコメントをいただきたいと思います。

### ○上田委員

はい、委員の方からは、学校でのお話、それから行政職員のお話、保護者向

けのお話。子どもって、学校だけでも、家庭だけでも暮らしているわけではなくて、やっぱり地域の中でもその子らしい生活をしているわけですが、といった意味で、学齢期のお子さん、特に世田谷は中高生支援と言って幅広い年齢層のお子さんをカバーしながら、児童館というのが地域の子どもの居場所、ホッと出来るというところで、子どもたちが暮らしているところに、せたホッとが外向いて行く意味というのが、今の話を聞いていてすごく繋がったのかなというふうに思います。

児童館というところでは、やっぱり年齢に合った、嫌だと言われなくてか、ひどいことを言われなくて、あなたは大切な存在なんだよということを、楽しいゲームを通して、目の前で言ってくれる専門員の大人がいる。こういった人たちがせたホッとにいて、困ったときに話を聞いてくれるんだという、子どもとの関係性づくり、顔が見える関係性づくりということも、とても意味があるのかなというふうに思っています。

地域の中核の児童館ということで言うと、この学習をどんなふうに展開していきましょうという、児童館職員との丁寧なやり取りの中で、せたホッとが大事にしていることも理解していただく。そのことが、学校には中々難しいんだけど、児童館の中で癒されているとか、少しそこでゆっくり過ごしているとか、逆に、今この地域のこのお子さん、ちょっと心配なんだよねというような声を寄せてくれたり、とてもその地域の子どもたちに対しての温かな働きかけをしていただけるのも、こういった学習と一緒にやって行く中で生まれたことなのかなと思います。

あともう1つ、私がお話ししたいことは、やはり子どもが知識として知っている権利が、平尾委員からお話がありましたけれども、知識として知っている権利を尊重されることと、そこはセットだなと。知っていることと、そのことを大事にしてもらえてる、尊重してもらえてるという実感がセットじゃないと、やっぱり子どもたちの中には権利というところが根付いていかないのかなと思います。

寄せられる相談の中で、学校の中で自分が考えていたこととは違うことが決まってしまったという相談で、よくよく聞いてみると、別にそのことを変えてほしいのではなく、自分が嫌だなという気持ちを先生に受け止めてもらいたいとか、あるいは、どうしてそうなったのかということをやちゃんと説明してほしいとか、やっぱり日頃の対話というところを子どもは求めているし、大人も、そこを先生だからとか、親だからではなくて、子どもを信じて、ごめんねとかいうことも含めてきちんと対応を作り上げていくことが大事なのかなというふうに思いました。

## ○安部委員

はい、ありがとうございました。せたホッと、相談はもちろん沢山来るんで

すけれども、相談だけではない、そして相談があるからこそ、つまり子どもの声があるからこそその子どもの権利学習の実践について、ご報告させていただきました。そろそろ時間なので、一旦お返ししようかなと思います。

○司会（寺西課長）

報告どうもありがとうございました。それでは、今の内容について質疑応答を行いたいと思います。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。どなたかいかがでしょうか。

○安部委員

私から、専門員の皆さんに聞いてもいいですか。区民の皆さんから、子どもの権利学習に来てと言われたら、皆さん行ってくれるんですか。

○渡邊相談・調査専門員

区民の方から。それはどこに、イメージとしてはどこに。

○安部委員

あのなんか皆さんの学習会とか、なんかで、こう施設とか借りてくれたら行けるのか。

○渡邊相談・調査専門員

それは平尾先生の判断で。

○平尾委員

行きましょう。どんどん行きましょう。

○渡邊相談・調査専門員

わかりました。

○平尾委員

いいのかな、こんなこと勝手にして、ごめんね。

○司会（寺西課長）

他にご質問のある方、いらっしゃいますか。

【質問 1】

世田谷区議会議員原田の元でインターンをさせていただいている詫間です。質問なんですが、僕は今高校3年生で、世田谷区の学校には通っていないんですが、中学3年の頃に、せたホッと卒業のものを貰った記憶がありまして、高校に上がった後はせたホッとに触れる機会はまったくなかったんですね。区外の高校に通ってる場合に、どのような経路でせたホッとと関われるのかというのをお聞きしたいです。

【回答 1-1 安部委員】

ご質問ありがとうございます。今、ご質問いただいたと同様のことが割と起こってまして、中学校までは、はがきだとか、カードを配られていたんだ

けれども、高校で区外にいったらピタッとせたホッとの配布物を貰えなくなったということはよくあるんです。私たちの相談に来てくれる子たちは、小学校、中学校で貰ったカードをずっとお守りのように持っていて、高校で本当に困ったときに電話してみましたとか、初めてあれを思い出してせたホッとに来てみましたというふうな形が多いかなと感じています。いかがですか。

**【回答 1-2 渡邊相談・調査専門員】**

そうですね。やはり学校を通してとなると、区外の学校はすごく難しいのかなというふうに思います。そう考えると、地域で何かできないかなというところで、今やっているのは区民まつり、区民まつりに来てもらうというのが前提にはなってしまうんですけど、区民まつりに参加してもらって、「あっ、こういう所があったんだ」みたいなのを思い出してもらうのもひとつかなというふうに。

あとは、区の施設、図書館とか児童館に来てもらったら、せたホッとのポスターであったりとか、はがきとかも置いてあって。なので、子どもが立ち寄る世田谷区の施設には、せたホッとの物を置いてもらっているの、目に入れてもらうというところをなんとかして頑張らなきゃというところではあるかなと思います。

**○司会（寺西課長）**

他にご質問のある方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは終了時間も近づいてきましたので、これで質疑応答を終了させていただきます。

**【質問 2-1】**

このシールは何ですか。

**【回答 1-1 寺西課長】**

シールですね。私の方から説明します。私の方の子ども・若者支援課で作成しています。子どもの権利条例の 20 の権利を、分かりやすく子ども向けにシールを昨年度作りました。今日、皆さまにもお配りしました。パソコンに私も貼っているんですけども、啓発物品として作った物になります。

**【質問 2-2】**

これは、子どもたちにも配られている。

**【回答 1-2 寺西課長】**

はい、区民まつりですとか、子どもの権利フェスというイベントをやったりしているんですけども、そういうところで配布しております。あと、そのイラストがひとつになったクリアファイルをですね、今年、全小学校に配布しております。

## ○司会（寺西課長）

よろしいでしょうか。それでは、閉会にあたりまして、保坂区長より講評をお願いいたします。

## ○保坂区長

はい、長時間にわたる報告と特に後半はですね、様々な場面で、研修に出かけたというような本当に具体的なお話をありがとうございました。また、参加された皆さんも大変有意義な時間が持てたのではないかと思います。

考えてみれば、子どもの権利条例自体が、子どもたちが前文から、子どもとして言いたい、大人に言いたい。そして、また僕たちと私たちの権利ということと一緒に話し合って、第1案を出して、議会あるいはその他の議論を聞いて、第2案を作成して、ほぼそのままその第2案が成立したということで生まれた、子ども権利条例ですけども。子どもが関わったと言えども、それは100人までいかない、数十人の子どもたちが、取りあえず条例が生まれていく過程に立ち会っていますけれども、子ども基本条約、こども基本法もそうですが、子どもが知らない、その意味はほとんど、特に意見表明権とか、子どもが尊重されるべき権利があるという大切な部分が生きてこないと思います。

条例を作って、世田谷区としても、いろんな啓発、先ほどのシールも含めてやっていますけれども、やっぱり子どもたちの現場、児童館とか、それから親たち、また様々な区の職員にですね。

せたホッとが、過去最大の活動回数、また名古屋と世田谷の比較はちょっと目が痛くなるんですけども、だいぶ違うなという中で、ここまで子どもの現場、子どもの心に歩み寄ってですね、いろんな考え方のきっかけを提供したり、また子どもの声を受けてキャッチボールするような工夫をされているのは、とてもすごいなと思いました。

また、そうやって球を受けた子どもたちが、1年、2年、3年とだんだん大きくなって、自分の意見、僕たちの権利、私たちの尊厳ということを表明するとか、行動する。そういう環境を耕して、確実に進んでいるんだなという実感を持ちました。

もちろん、せたホッとだけでそういう環境が作れるわけではないので、連動して、このようなアプローチがせたホッとをひとつの先導役にしながら、派生していく。そんな世田谷区、区民も含めて、場合によっては企業とか、子どもたちが関わっているスポーツクラブとか、様々な子どもの現場が広がっていくことを、是非これから目指したいと思いました。どうもありがとうございました。

## ○司会（寺西課長）

保坂区長ありがとうございました。続きまして、知久教育長より講評をお願いします。

## ○知久教育長

皆さん、お疲れ様でした。またせたホッと皆さん、今日の報告を聞かせていただいて、皆さんのチーム力の強さ、絆の強さを感じさせていただきました。ありがとうございました。

今日の報告を聞かせていただいて、ちょっと2点印象に残ったことがあるんですけども、ひとつは未就学児への取り組み、あともうひとつは私学に進学された方へのアプローチということでございました。

ちょっといじめの話に戻ってしまうんですが、国のいじめ防止対策推進法、この法律の建付けとしては、まず未就学児は対象となっていない。もうひとつは私学については基本的には学校の設置者が対応して、いじめ対策ですか、また重大事態の案件が出ればその学校の設置者として対応しているということになります。

今般、私どもの方で検討を重ねている、いじめ防止に関する条例でございますけど、未就学の方々あるいは私学に進学された方々への対応を行うのか、行わないのかひとつ考えていくんですけど、対応を行うのであればどのような位置づけを条例にしていくのか、これはひとつの大きなテーマになってくるのかなというふうに思います。

そうした意味では、そうした取り組みをされている、せたホッと皆さんの知見をいただきながらですね、今後の条例に向けての検討の中でご相談させていただきたいなというふうに思いました。

もうひとつは、平尾委員からお話が出ていた、親の望む解決と子どもの望む解決が違うよということが出ておりましたが、今回の条例の制定に当たっては、やはり子どもの最善の利益は何なのか、ここがひとつの大きな重要な点になってくると思います。

そういう意味では、一昨年世田谷区の方で制定しました子どもの権利条例であったり、教育委員会の方で取り組んでいるインクルーシブ教育の推進であったり、子ども主体の教育であったり、そうした流れの中での、今回のいじめ防止対策の関係条例になるのかなというふうに感じました。また引き続き協力しながら、学校におきますいじめの防止についてですね、一緒に対策していければと思います。

長い時間にわたりまして、ご来場いただいた皆様に感謝申し上げますと共に、せたホッと皆さん、子どもたちの様々な相談を受けていただいていることに、最後に感謝申し上げます。ありがとうございました。

## ○司会（寺西課長）

知久教育長ありがとうございました。閉会にあたり、平尾代表擁護委員よりご挨拶がございます。平尾委員お願いいたします。

### ○平尾委員

今日は遅くまでお集まりいただきまして、皆様ありがとうございました。

活動報告会で報告する内容は、少しずつですね、毎年変わっていますが、全部最初から出来ていたわけではないんです。少しずつ、少しずつですね、出来ることがせたホッとも増えてきて、それで報告出来るようになってまいりました。せたホッとを育てていただいたのは、ここにお集まりの皆さんをはじめ、たくさんの区民、関係者の方だと思っております。その期待に沿えるように、委員、専門員、そして事務局、力を合わせて頑張っていきたいと思えます。本日は本当にありがとうございました。

### ○司会（寺西課長）

以上で、「せたがやホッと子どもサポート令和7年度活動報告会」は終了となります。皆さまのお手元にアンケートをお配りしております。受付にて回収しておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

本日はご来場いただきありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。